役立つ法律情報+生活情報をお届け

平成 25 年 1 月 1 日 | Vol. 4 | 発行元 札幌リブレ行政書士法務事務所

― 海外ぶらり１人旅大好き行政書士

札幌リブレ代表の安田大祐がお送りする―

リブレ速報 focus

『↑札幌リブレ代表の安田です。（プロフィールはページ最後に！）』

行政書士として法的サポートで大好きな札幌を明るくすることが我々の使命。

BRILLIANT WILL, BRILLIANT LIFE ～自由を象り 人生を豊かに～

お役立ち法律ニュース

今月の特集！

1．離婚ジェネレーションへ捧ぐ 損しないための離婚協議書

【いつもあなたのコンシェルジュ】
011-769-0790
info@sapporo-libre.com

【離婚の実態】

「私たちには関係無いわよ！」…実は、離婚が他人事だったのは一昔前のお話なのです。統計データ（※）の結果を見てみますと、平成 23 年の確定数で 235,719 件（23 万 6 千件弱）の夫婦が離婚しています。去年（平成 24 年）の推定数も、23 万 7 千件と、前年よりも増える予想となっております。23 万カップルの離婚、果たして多いでしょうか？少ないでしょうか？この数値だけではピンとこないかもしれませんね。それでは、結婚したカップルの数と比較してみましょう。平成 23 年 661,895 件（66 万 2 千件弱）で平成 24 年の推定数は 66 万 9 千件となっております。これって、実は約 3 組のカップルが結婚すると 1 組のカップルが離婚するという計算になります。（「離婚カップル：結婚カップル＝1：2,8」）現代日本では、実は離婚って、思っていたほど他人事のものではなくなりつつあるのです。

※参照：平成 25 年 1 月 1 日発表の人口動態統計（厚生労働省）

【離婚のために必要な手続き】

もちろん、できるだけ離婚という悲しい結果にならないに越したことはありませんが、結果的に離婚に至ってしまった場合、どのような手続きをしなければならないのでしょうか？ひとくちに離婚と言っても、離婚には大きく分けて「協議離婚」「調停離婚」「審判離婚」「裁判離婚」という 4 つの種類がありますが、現在日本では離婚の全体数のなんと 90%以上が「協議離婚」にて行われているのです。協議離婚をしていく上で必要な手続きは以下のようなことが考えられます。

「離婚届」…離婚自体は、実は役所に離婚届を出すだけで完了します。しかし、権利を守るためには次の手続きをオススメいたします。

「離婚協議書」…離婚時や離婚後の財産分与・慰謝料・親権・養育費などの約束事を契約書として法的な書面にしたものです。後になって「言った言わない」のトラブルを防ぐために、最低限、離婚協議書を作ることをオススメいたします。

「離婚公正証書」…離婚協議書の内容を踏まえて、公証人役場にて作成される非常に証拠力の高い公文書です。その内容に、支払いなどが滞った場合に、裁判をしないで給与などの財産を差し押さえることができる条項を盛り込み、強制執行力のある契約書として作成できます。正式には「離婚給付契約公正証書」といい、出来れば離婚協議書を公正証書にすることを強くオススメいたします。

【こんなときは「札幌リブレ行政書士法務事務所」にお任せ下さい！】

離婚をする場合、離婚を考えている場合、その他「離婚についてどのように進めたらいいの？」という場合などのお問い合わせは当事務所（011-769-0790）まで！

事務所ニュース

2．行政書士・安田のトホホな日々

皆さん、明けましておめでとうございます。今年も皆様のご支援、ご指導のもと、120%馬力で業務に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、私は常々、電気製品の当たりが悪いなと感じております。（なんと私の両親もです、これが血筋というやつでしょうか。）去年の秋頃には、買ってそんなに経たない事務所 PC がある朝突然電源がつかなくなり、今年の正月にはプリンターがインクを変えてもなぜか黒インクだけ出なくなったり（設定次第では印刷できたりもするのでさらに面倒です、笑）。そしていつもタイミングが悪いんですよ、必要なときに限ってアクシデントが起こりますから…トホホです。

しかし、そんなトホホな出来事には負けずに今年も少しでも皆様のお力になれるよう頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします！

なんちゃってニュース

3. 今日から雑学王 ～ぐうたら過ごすお正月の秘密～

皆さま、お正月はいかがお過ごしでしたでしょうか？お休み中はずっとテレビの前でゴロゴロ過ごしながらお母さんや奥様にグチグチ言われながら過ごした方もいるかもしれませんし、お正月なんてなんのその関係なしに初詣や初売り、もしくは趣味のスキーやもしかしたら自宅で仕事に精を出していた方もいるかもしれません。今回は、そんなお正月にまつわる雑学について、ご紹介させていただこうと思います。信じるか信じないかはあなた次第です！

① 「祝い箸」は人間と神様が使うもの

お正月に使う「祝い箸」ですが、両端が丸い理由はなぜでしょうか？お正月は備えた食べ物を歳神様と一緒にいただく、「神人共食（しんじんきょうしょく）」の日。祝い箸の両端が丸いのは、実は片方を神様が、もう片方を人が使うからとい理由があるのです。「祝い箸」によっては、あらかじめ片方に「歳神様」と書かれているものもあるようです。

②お重に詰める おせちの数は「奇数」

お正月に食べるものと言えばおせちですが、おせちをお重に詰めるときにはルールがあるのです。そのルールとはお重には「偶数」で入れずに「奇数」でおせちを入れるということ。「偶数」は「割り切れる」数ですので、「別れ」を意味するということで避けるようです。結婚式などのときの考え方と同じですね。ひとつひとつに意味がある日本の文化です。

③かまぼこの順番は 右が赤

おせち料理の代表格であるかまぼこですが、その並べ方にもルールがあるのです。

日本には「右紅左白（うこうさはく）」といって、向かって右側を華やかな色にするという決まり事があり、このルールに従って盛り付けされるのです。かまぼこの他にも、ひな人形はお雛さまが右、水引も赤色が右側。風呂敷包みでも右側が濃い色になるようにという場面で見られます。

発行元：札幌リブレ行政書士法務事務所　TEL：011-769-0790

札幌リブレ行政書士法務事務所について

【いつもあなたのコンシェルジュ】011-769-0790　info@sapporo-libre.com

【事務所データ】
住所：〒060-0806
北海道札幌市北区北 6 条西 6 丁目
2 番地 24 第 2 山崎ビル 7F
電話：011-769-0790
携帯：080-7028-5157（代表直通）
メール：info@sapporo-libre.com
HP：http://www.sapporo-libre.com　札幌リブレ　検索

【取扱業務】

＜注力業務＞

▼介護事業所の経営をとことんサポート…
- 介護事業設立支援（会社設立、事業所指定申請など）
- 介護事業運営支援（稼働率アップ、実地指導対策など）

▼年をとると避けられない問題のサポート…
- 高齢化社会支援（相続支援、遺言書支援、成年後見支援など）

＜取り扱い業務＞

▼起業をするなら・お店を開くなら…
- 会社設立（株式会社、合同会社、NPO 法人、一般社団法人など）
- 許認可申請（飲食店、風俗店、酒類販売、建築業、宅建業など）

▼会社運営を法的手続き面でサポート…
- 企業法務（契約書作成、定款変更、議事録作成など）

▼身の周りの法的手続きのサポーート…
- 自動車関係（車庫証明、ナンバー変更登録、名義変更など）
- 民事法務（離婚協議書作成、エステ中途解約サポートなど）

【代表プロフィール】

■自己紹介
行政書士　安田大祐
（やすだだいすけ）
生年月日：1986 年 5 月 1 日
おうし座
血液型：A 型
資格：行政書士
出身：札幌市 南区 真駒内 生まれ
札幌市 東区 東苗穂 育ちの札幌っ子
（なので、札幌を明るくするための力になりたいのです）
趣味①：ギターと歌の音楽活動
（路上ライブ・BAR ライブ）
趣味②：生涯現役★海外バックパッカー
（ノープラン旅行・旅本出版企画）

■略歴
- 札幌開成高等学校卒業
- 北海道大学教育学部卒業
- 札幌市内医療法人の法人事業部にて勤務
（介護事業、精神科病院を運営）
- 上記医療法人を退職後、
札幌リブレ行政書士法務事務所を開業
- 介護分野や相続、遺言書、任意後見など高齢化社会分野への支援や未来へ向かって頑張る人の起業・開業支援を軸に業務展開